



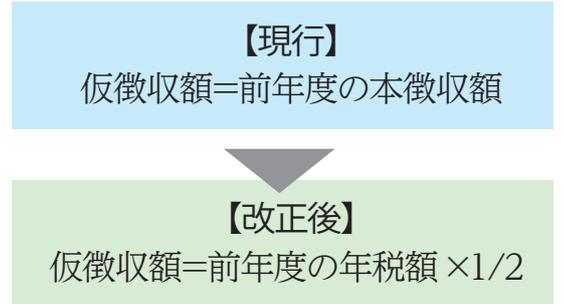
個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が見直されました

平成28年10月以降に実施する公的年金からの天引き（特別徴収）について、年金を受給されている方の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、次のとおり制度が改正されました。

① 仮徴収額の算定方法の見直し

現行制度では、一度本徴収額と仮徴収額に差が生じると天引き額の差を抑えることができませんでした。そこで仮徴収額が前年度分の年税額の2分の1に相当する額に見直され、年税額が二年連続で同額の場合は平準化されるようになりました。

※仮徴収額＝4月、6月、8月に支給される年金から差し引かれる税額
※本徴収額＝10月、12月、2月に支給される年金から差し引かれる税額



(例) 平成29年度に医療費控除を申告し税額が変動した場合

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
平成28年度	60,000円	各月10,000円 (計30,000円)	各月10,000円 (計30,000円)	各月10,000円 (計30,000円)	各月10,000円 (計30,000円)
平成29年度 (医療費控除申告)	36,000円	各月10,000円 (計30,000円)	各月2,000円 (計6,000円)	各月10,000円 (計30,000円)	各月2,000円 (計6,000円)
平成30年度	60,000円	各月2,000円 (計6,000円)	各月18,000円 (計54,000円)	各月6,000円 (計18,000円)	各月14,000円 (計42,000円)
平成31年度	60,000円	各月18,000円 (計54,000円)	各月2,000円 (計6,000円)	各月10,000円 (計30,000円)	各月10,000円 (計30,000円)

② 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では、賦課期日(1月1日)後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止され、個人納付(普通徴収)に切り替えることになっていましたが、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収においては、転出や税額変更があった場合でも、一定の要件の下、特別徴収を継続することに見直されました。

平成29年度から公的年金からの天引き(特別徴収)が徹底されます

65歳以上の方は、年金所得に係る個人住民税は公的年金からの天引き(特別徴収)で納付することが法律で義務付けられています。これまで前年中に公的年金以外に給与所得や不動産、農業などの所得がある場合、もしくは個人住民税を口座からの引き落としで納付いただいていた場合は、公的年金から特別徴収されていませんでした。平成29年10月からは公的年金からの特別徴収が徹底されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

平成29年度からの納付方法						
個人住民税	年金所得に係る税額	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
		普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)			公的年金から特別徴収	
	給与所得に係る税額	6月から翌年5月まで 給与から特別徴収				
	その他所得に係る税額	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)	第4期(1月) 普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)	